

通常総会

議いただきました。審議の結果すべて原案通り承認可決しました。

上毛町商工会第59回通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年5月22日に書面による議決権行使を用いた少人数出席による総会を開催しました。

第1号議案

令和元年度事業報告書並びに收支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件及び収支決算書承認の件

第2号議案

令和2年度事業計画及び収支予算決定の件

第3号議案

令和元年度一時借入金最高限度額等決定の件

第4号議案

定款一部改正の件
以上の議案を書面にて審

商工会だより

第51号
令和2年6月
発行 上毛町商工会
☎ 72-3195

福岡県商工会女性部 連合会会長感謝状

令和元年11月19日、福岡県商工会女性部連合会創立50周年記念式典において、

女性部の二反田和美さんに、県女連会長より感謝状が贈られました。この感謝状は商工会女性部の組織強化・拡充に尽力し、商工会女性部員として20年以上の経験をもち、かつそのうち10年以上を商工会女性部長としての経験をもつ方に贈られます。

二反田さんは、これまでにも県女連主催の大会で



新型コロナウイルス感染症にかかる給付金について

持続化給付金（国）の申請について

持続化給付金とは、売上が大幅に減少している事業所に對して給付金を支給する国の制度です。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年の売上がひと月でも前年同期比50%以上減少している事業所に對して支給しています。「給付金がもらえるかわからぬい」「申請方法がわからない」などご不明な点があります。たらお気軽にご相談ください。



数々の功績を残され、長きに渡って商工会女性部を先導し、活動を通して地域活性化にも取り組まれました。今後も一層の活躍が期待されます。

職員の人事異動

局長 稲田 英明（定年退職）
↓山内 慎一（新任）
経営支援員 加來 依里子（退職）
↓麻生 正俊（新任）
福山 知里（退職）
↓山内 成幸（新任）

★新入・移動職員の紹介
局長・山内 慎一

▼担当・商工会運営全般

▼趣味・ドライブ

4月1日より新任として勤務しております。住所は中津市ですが、上毛町の事業所の方のお手伝いが少し

でもできればと、努力していく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

▼担当・商工会経理全般
共済事業・女性部担当

▼趣味・スポーツ観戦

4月1日より新任として上毛町商工会に配属になりました。まだまだわからな

いことが多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと思しますが、一日も早く皆様のお役に立てるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。

経営支援員・山内 成幸

▼担当・労働保険全般 記帳指導・青年部担当

▼趣味・バーボール

4月1日より配属になりました。新任ということもあり、まだわからぬことが多く、ご迷惑をお掛けすることもあるかと思います。一日でも早く、皆さまから頼りにして頂けるよう日々業務に邁進しています。どうぞ宜しくお願いいたします。

青年部員募集

上毛町商工会青年部では、部員を募集しています。

上毛町創業促進支援事業助成金のお知らせ

入部条件は、年齢が満45歳以下で上毛町商工会の会員事業所であり、その経営

者および親族、または勤務している方です。性別は問いません。

上毛町の将来を担う私たちは、町の活性化を図る原動力として知恵を出し合い、青年部活動を通じて地域に貢献しています。詳しくは上毛町商工会までご連絡ください。

女性部員募集

上毛町商工会女性部は、ボランティア活動や視察研修旅行等、さまざまな事業を展開し、地域や部員同士の交流を図っています。地域を活性化するため、共に楽しく活動していただける女性部員を随時募集しています。年齢制限はございません。詳しく述べ上毛町商工会までご連絡ください。

上毛町では、町内で店舗などを改修するなどして創業を目指す方を対象に、改修工事費などの創業に係る費用を助成しています。

業を目標とする方を対象に、改修工事費などの創業に係る費用を助成しています。

▼対象者 町内で新たに創業を行う方で要件すべてに該当する

対象者等の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

①制度や申請に関すること

上毛町開発交流推進課

TEL 72-3195

②創業や経営に関すること

上毛町商工会

TEL 72-3195

出店案内直接配信制度

福岡県商工会連合会では、様々な機関と連携し商談会催事等を開催、紹介を行っています。商工会では、

福岡県商工会連合会が発信する商談会や催事等の情報を取りリアルタイムに会員事業

所に配信するサービスを実施しています。ご利用を希望する事業所は、上毛町商工会でお申込みをお願いします。

エキスパートバンク

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者又は創業を予定する方の経営を支援する目的で行っている事業です。

・マル経融資制度について

マル経融資は、低金利・無担保・無保証人で借入ができる大変お得な融資制度です。

・資金使途

経営改善に必要な事業資金（運転資金、設備資金）パートを直接事業者に派遣し、専門家から具体的かつ実践的な指導やアドバイスを受けることによりその解決を図っています。

▼融資条件

（6月1日現在）

① 利率 1・21%（固定）

② 融資期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

▼融資限度額

2,000万円

商工会では、福岡県信用保証協会や日本政策金融公庫を中心とした金融の斡旋

を行っています。

斡旋を受けることで、商工会が各事業所の借入状況を把握でき、信用保証協会、日本政策金融公庫どちらの機関を利用したら有利か等希望に応じてエキスパートバンク等を通じ事業計画書の作成指導を受けることができます。



経営に役立つ機関の紹介

●福岡県よろづ支援拠点

小規模事業者・中小企業がすぐに使って、具体的で、なるべくお金をかけない色々な取り組みをサポートするため、「売上拡大」「経営改善」「創業相談」「補助金」相談業務を行っています。

「創業相談」「補助金」相談業務を行っています。

●福岡県事業承継支援 ネットワーク

中小企業の事業承継を支援するため、平成30年度より設立されました。

事業承継に必要な期間は5～10年と言われています。後

継者教育などを進めながら経

営権を引き継ぐ「人（経営）」

の承継、自社株式・事業資産、債権や債務など「資産」の承

継、経営理念や取引先との人脈、技術・技能といった「知的資産」の承継を、計画的に着実に進める必要があります。そのためにも1日でも早い準備をおすすめします。

何から始めていいかわからぬ等のお悩みがある場合は、事業承継診断（無料）を受けることをお勧めします。

また、事業承継診断実施後には、事業承継に必要な計画

無料専門家派遣制度を利用する場合は、商工会を含む認定支援機関で手続きを行うことになりますので、お気軽に商工会までご連絡ください。

<https://www.mirasapo.jp/>

づくりをサポートする専門家派遣も行っています。
<http://f-jigyonw.com/>

●福岡県事業引継ぎ 支援センター

中小企業経営者の高齢化が進むなか、特に親族内における後継者の確保が困難となっています。

十分な事業承継対策を行つていなかつたために会社の業績が悪化してしまったケースも存在しており、中小企業にとって事業承継問題は非常に重要な問題です。

事業引継ぎ支援センターは、このような現状に対処して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立されたもので

●福岡県工業技術センター
福岡県工業技術センターは、化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所の4つの研究所と企画管理部から構成されています。

★築上郡内の指定病院
「豊築メディカルセンター」
(豊前市大字八屋
1776-4)

●助成金は1万円か、要した費用の半額のいずれか低い方を助成。

保険診断サービス

商工会では、専門家による保険・共済の診断を無料で行っています。現在ご加入の保険や共済に漏れや重複、無駄がないか、福岡県商工会連合会の専門家が無料で診断を行います。

客観的な情報により、良い判断材料としてご利用いただけます。

★人間ドック検診助成制度 特典 商工貯蓄共済加入者の特典

本共済制度に3口以上の加入者及びその被保険者で満40才以上の方に、人間ドック

サイト内では、無料の専門家派遣や補助金等様々な国支援ツールが掲載されており、来をサポートするサイトを運営しています。

中小企業・小規模事業者の未来を委託事業として、商工会を運営しています。

また、事業承継診断実施後には、事業承継に必要な計画

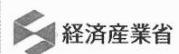
問題に取り組む際の、ご子息など親族に事業を承継するうえでの課題や第三者への事業譲渡を通じて事業の引継ぎを

行ううえでの課題など、様々な事柄に対処いたします。

また、ご希望に応じて事業譲渡の相手企業へのご紹介についても、お手伝いいたします。

●日帰りドックと1泊2日等の人間ドックが対象。
●助成対象の病院は、県内の指定病院。

持続化給付金 に関するお知らせ



持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件

※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい